

障害福祉に関するヒアリング調査報告書

令和8年(2026 年)3月 つくば市

目次

第1章	ヒアリング調査の目的と趣旨	1
第2章	ヒアリング調査対象及び方法	1
第3章	ヒアリング回答状況	1
第4章	ヒアリング結果のまとめ	2
1.	ここ3年間での状況の変化や課題、今後の障害者施策に求めるもの	2
(1)	障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて	2
(2)	生活環境について	4
(3)	安全・安心な暮らしについて	7
(4)	差別の解消・権利擁護について	10
(5)	障害福祉サービスについて	12
(6)	相談・情報提供について	16
(7)	医療・保健について	18
(8)	教育・保育・療育について	20
(9)	雇用・就労について	23
(10)	生涯学習、文化・スポーツ活動について	25
(11)	障害者等の地域生活において必要な支援体制等について	27
2.	相談支援事業所を行う上での課題や必要な支援について	29
3.	今後の活動方針について	31
(1)	今後取り組みたい、または充実したい活動について	31
(2)	(1)の活動を進めるにあたって必要な支援等	32
4.	その他意見・要望	33
第5章	参考資料	34
(1)	障害者相談支援事業所向けヒアリング調査票	34
(2)	障害関係団体等向けヒアリング調査票	39

第1章 ヒアリング調査の目的と趣旨

つくば市内の障害者相談支援事業所及び障害者等の関連団体等からの意見を聴取し、第2期つくば市障害者プラン策定の基礎資料とすることを目的として実施した。

第2章 ヒアリング調査対象及び方法

対象者	市内の障害者相談支援事業所 市内の障害関係団体等
調査方法	ヒアリング調査票をメール送付し、対象者から回答を回収するとともに、希望者には対面又はweb会議での聞き取りを行う。
調査期間	令和7年11月～12月
ヒアリング項目	① 事業所・団体情報 ② ここ3年間での状況の変化や課題、今後の障害者施策に求めるもの (1) 障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて (2) 生活環境について (3) 安全・安心な暮らしについて (4) 差別の解消・権利擁護について (5) 障害福祉サービスについて (6) 相談・情報提供について (7) 医療・保健について (8) 教育・保育・療育について (9) 雇用・就労について (10)生涯学習、文化・スポーツ活動について (11)障害者等の地域生活において必要な支援体制等について ③ 支援・活動上での課題や必要な支援 ④ その他意見・要望

第3章 ヒアリング回答状況

	障害者相談支援事業所	障害者関連団体等
対象者数	34	16
回答者数	12	11
ヒアリング実施数	1	5

第4章 ヒアリング結果のまとめ

1. ここ3年間での状況の変化や課題、今後の障害者施策に求めるもの

(1) 障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて

障害者相談支援事業所

- ・つくば市の広報やイベントで交流が進んでいる。つくば市の環境は一步進んでいると感じる。
- ・チャレンジアートフェスティバルや体験乗馬教室など、理解促進と交流を深める取り組みがある。
- ・利用者家族から、地域の理解や支援が増えたという声がある。
- ・障害者雇用の拡大なども相まって、地域社会における接点が確実に増えてきている。
- ・芸能人のカミングアウトやネット発信の影響もあり理解は少しずつ広がっているが、地域における自然な交流はまだ少ない。
- ・発達障害の理解は大人から子供まで進んでいる実感がある。一方で精神障害者は身近で接する機会が少ない。誰でも集まれるカフェやサロンのような、自然に交流できる場があるとよい。
- ・軽度障害者との交流が実現している一方、重度障害者との交流促進には大きな課題があり、交流の可能性が二極化している。
- ・共生社会の実現に向け、画一的な交流ではなく、特性に応じた関わり方を模索する必要がある。重度障害者も含めた包摂的な地域づくりが求められる。
- ・障害理解と交流は全体として着実に進んでいるが、一人ひとりへの適切な理解にはまだ届いていない。
- ・交流の場が、障害のある人／ない人の双方が本当に望む場になっているか、検証が必要。
- ・交流の機会はまだまだ少ないと感じる。
- ・地域社会における偏見はまだ残っているという実感がある。
- ・義務教育において、障害者との交流やイベントへの協働参加の機会があれば、理解促進に繋がる。
- ・保育所・幼稚園において、子どもや状況に合わせた支援・配慮をし、皆が楽しく過ごせる環境づくりをすることが重要。
- ・計画相談員についてあまり認知されておらず、学校・保育園への訪問が難しいことがある。
- ・病院で啓発イベントを主催した。昨年より参加者が増加し、理解促進に寄与できていると感じるが、負担が大きく継続が困難に感じている。官公民に賛同・協働してもらう仕組みが構築できたらよいと感じた。

障害関係団体等

- ・障害について、また、障害者にとって必要なケアについての、継続的な周知活動が必要。
- ・イベントなどを実施したとしても、日常的に触れ合うチャンスがなければ、障害が遠い存在だという意識が変わらない。
- ・高次脳機能障害は行政機関や医療関係では少しずつ理解も進み、支援体制も整備されてきているが、一般社会では理解が浸透しておらず生活しづらい現状がある。当事者は相手とのコミュニケーションが苦手になることが多く、誤解されて孤立することが多々見受けられる。
- ・子供の時から、地域で一緒に育っていけるような環境整備、インクルーシブ教育の充実が必要。推進が謳われているものの、実感が伴わない。
- ・子供の時から障害への理解を促す体験、理解啓発や交流の場が必要。障害に慣れることで手助けの仕方も分かる。自然に手助けできる社会、まちに育ってほしい。
- ・病気や障害への理解が進めば、本人やその家族も孤立から解放され、生きやすい社会になると思う。
- ・市職員対象のユニバーサルデザイン研修や視覚障害者向けナビゲーションシステムのつくばセンターバスターミナルにおける実証実験及び導入などを通じて、障害のある学生の活動と地域をつなぐ活動を進めている。
- ・行政の窓口担当者、赤ちゃん訪問・乳幼児集団健診等に関わる保健師、子育て支援センター等の保育士などへの、医療的ケア児に関する理解の促進が必要。
- ・市民の障害理解促進のため、まず市職員が場外平等研修を受講する必要がある。
- ・ヘルプマークの認知度が低い。SNS、紙媒体等で周知を図る広報活動の推進が必要。
- ・障害者コミュニティは他の市町村に比べると充実しているが、市の規模の割には、地域社会における障害者の活躍の場や役割、イベント、生活・就労支援が少ない。
- ・障害のある人となない人とが交流するようなサークルでも停滞期に入っており、変化がないと感じる。
- ・以前に比べればあからさまな差別は減っているものの、障害のある人となない人の間の見えない壁を感じる事例が増えている。
- ・ヤングケアラー及びその他のケアラー（親と子を介護するダブルケアラー等）の困難な状況について認知広報活動が必要。

(2) 生活環境について

障害者相談支援事業所

- ・障害者の移動手段がほぼなく、家族送迎が主となっている。公共交通機関を利用するにも練習や付き添いが必要になる。
- ・つくバス・つくタクは、中心部以外は便が悪い。停留所やバス路線から遠い地域に住む人は、活動を諦めてしまうことや、サービスや社会資源に繋がらないことがある。結果として自宅にこもりがちになり、自立に向けた行動が制限されてしまう。
- ・タクシーは金銭面での負担が大きい。
- ・公共交通機関等において、障害者手帳を都度提示せずに利用できるシステムがほしい。
- ・バスの減便や乗り継ぎの悪さで長時間待つことがある。
- ・つくタクの自宅登録制度の周知が不足している。
- ・つくタクの予約は高齢者には使いにくい。電話はつながりにくく、ウェブ予約は難しい。もっと簡単にしてほしい。
- ・バス車両のバリアフリー化は進む一方、バス停付近の段差や横断歩道などに危険が残る。路線やバス停配置の見直し、雨よけ設置など具体的改善が必要。
- ・公共交通機関で、車椅子等移動に時間がかかる方への周囲の配慮が無いことがある。
- ・道路整備について、中心部、市北部は改善がみられるが、市全体としてはまだ改善の余地がある。
- ・自転車に乗る人が増えたため、事故などの怖さを感じる。
- ・新しい施設や公共施設についてはバリアフリー化が進んでいる。
- ・公共交通機関、公共施設のバリアフリー化、コミュニケーションボード設置など基本的なハード面の整備は進展している。一方、生活場面で必要な細やかな用具、設備の不足が指摘されている。着実な実現が望まれる。
- ・集合住宅で通路が狭い、滑りやすい、階段の傾斜が急なところがある。
- ・当事者の実際の生活場面で必要とされる細やかな設備（車椅子対応の体重計等）不足の解消についても、着実に実現していくことが求められる。
- ・アパート型グループホームが少なく、空きがない。通所できる施設が限定的になり、自立に向けた活動が制限されることがある。
- ・バリアフリー賃貸物件の情報周知をしてほしい。住宅政策部門との連携や情報共有の場（居住支援協議会への参加等）が必要。
- ・住まいの周囲がバリアフリー化されていない地域では、車椅子ユーザーが生活していくことは難しい。
- ・障害年金を受給できなかった人は、生活の場の選択が難しい。

障害関係団体等

- ・公共交通機関の整備（低床バス、UD タクシー、電子掲示板等）が必要。
- ・車椅子利用可のバスを増便してほしい。
- ・バスが今どこを走っているか可視化したデジタル表示システム等を構築してほしい。
- ・公共交通機関の整備が、障害者・高齢者の外出促進にも繋がり、ひいては様々な病気の予防に繋がる。
- ・郊外における公共交通機関を充実させる必要がある。
- ・聾者・聴覚障害者は移動に伴う情報取得に大きな課題を抱えている。昨今はつくばエクスプレスの車両も電子掲示板が常備されるようになるなど、改善が図られているようにも思う。
- ・つくバスの増便及びエリア拡大（地域間格差の解消）をしてほしい。
- ・つくタクの予約枠及び利用時間拡大、エリア制限の緩和をしてほしい。
- ・つくタクにも UD タクシーを導入し、車椅子のまま乗車できるようにしてほしい。
- ・タクシー券の乗車ごとの使用可能枚数増、助成額増額、利用目的（通学等）の拡大をしてほしい。
- ・筑波大学循環バスの減便により移動の不便さを感じている。大学宿舎から医療機関を受診する場合もバスの停留所が少なく、タクシーの利用が必要となるが、運賃が高額であるため不便。
- ・行動障害等のため公共交通機関を敬遠してしまう障害者が、公共交通機関を利用できる機会がほしい。障害者の日等を設けるなど。
- ・誰もが願う環境で暮らせるよう、多くの場所をバリアフリー化してほしい。
- ・公共施設のバリアフリー化（エントランスを広くする、観音開き扉の改修、段差の解消、エレベーター設置、多目的トイレ、ユニバーサルベッド設置、駐車場整備、スペースの確保等）を早急にしてほしい。障害者が利用できる施設が限られてしまっている。
- ・大型商業施設内多目的トイレへのユニバーサルベッド設置を推進してほしい。
- ・利用しやすいトイレの存在が、外出時には重要。障害者が使いやすいトイレは子供や高齢者も使いやすい。また、外出先が増えれば障害について知ってもらえる機会が増え、インクルーシブ教育にもつながる。市でもトイレのバリアフリー化について啓発してほしい。
- ・バリアフリー推進において、当事者が望むものとのズレを感じている。公共施設施工の際、障害当事者へ意見聴取してほしい。一定以上の規模の施設工事の際には当事者との連携を必須にしてはどうか。
- ・バリアフリー化されている場所であっても、介助ベッドがあるのに介助するためのスペースがない、ドアが閉まらないように抑える人が必要になる等、不便を感じることもある。整備・設計する際に当事者へ意見聴取してほしい。
- ・認知的・心理的バリアフリー（ユニバーサルな案内表示や迷いにくい動線、職員によるサ

ポート体制)を推進してほしい。

- ・外出時、目的地がバリアフリー化されているか調べる等の事前準備が必要。エレベーターを探して迂回することもある。生活環境のバリアフリー化は、負担を軽減し自由に生活するための大前提となる。

- ・バリアフリー住宅を整備してほしい。要支援者が住んでいる場所が明確になり、周りも支援をしやすくなる。定期的な見守りがあれば孤独死を防げる。災害の際にも救助が必要な場所だと明確になる。

- ・集合住宅の新規建設・リフォームの際、バリアフリー居室導入の義務付けや費用助成をすると良いのでは。

- ・バリアフリー住宅におけるバリアフリー基準の整備(手すりや段差)が必要。バリアフリーを謳っていても、手すりが使いにくいようなことがある。

- ・公営住宅へのバリアフリー居室を導入してほしい。公営住宅から、民間の住宅にもバリアフリー居室の流れが広がると良い。

- ・バリアフリー住宅が整備されたとしても家賃が高いと入居が難しい。生活保護で払える程度の家賃がよい。グループホーム入居者同様、一人暮らしの障害者に対しても家賃補助をしてほしい。また、事務手続の支援も必要。

- ・バリアフリーマップや合理的配慮施策導入店舗の紹介を充実させてほしい。市ホームページに掲載はされているが、見つけにくいので、もっと目に付くよう広報すべき。

- ・バリアフリー法に基づいて基本構想を策定し、車椅子でも安全に通行できる歩道の整備を進めてほしい。中心部は整備が進んできているが、郊外は不十分な箇所があり、地域格差が大きい。引き続き整備を進めてほしい。

- ・日常生活用具給付の拡充・要件緩和(障害のない家族が同居でも利用可能に)、及び所得制限の緩和をしてほしい。

- ・自動車関連の助成対象拡大(車椅子仕様のスロープ付き自動車等の購入・改造等)及び増額をしてほしい。

- ・住宅改造費用の補助について、予算を毎年確保し、長期的に支援してほしい。

(3) 安全・安心な暮らしについて

障害者相談支援事業所

- ・避難行動要支援者名簿や地域生活拠点等事業の取り組みについて、市民にどの程度行き届いているのか、また、具体的な実施方策が不明瞭。周知も不十分だと感じる。
- ・防災マップはあるが、どこまで周知・活用されているか不明。
- ・避難場所が分かりづらい地域がある。
- ・避難所では、医療機器や通信確保に関わる電源確保ができるか懸念される。
- ・避難が必要になったときの交通手段がない人が多い。
- ・知的・精神・発達障害の方は環境変化に対応が難しく、避難所確保や受け入れに課題がある。
- ・個別の避難訓練が必要な方がいるが、相談支援専門員だけでは実現が難しい。
- ・福祉避難所を整備してほしい。
- ・避難した後に別の避難所(福祉避難所)へ誘導されてしまうと、当事者や家族が混乱する。
- ・独居している障害者への防災の周知徹底が必要。
- ・スマートフォンは、知的・発達の人には理解が難しく不適切利用になりがち。携帯会社へセキュリティ・利用制限の相談ができる機会などの方策が必要。
- ・スマートフォン関連の詐欺・勧誘などにだまされるリスクが高いと感じる。
- ・障害者や関係事業所向けの防犯セミナーの実施が求められる。
- ・空き家(入所や入院での長期不在を含む)で侵入窃盗が多いと感じる。
- ・障害者が何か被害にあった際、咄嗟の判断・行動が難しいことがある。警察は手がかりがないと被害届受理に消極的で相談止まりになりがち。また、精神障害があると妄想扱いされ、親身に対応されないという不信感がある。
- ・民生委員だけでなく、地域住民の支援をどう受けられるかを考える必要がある。
- ・地域で配慮が必要な人を把握していると聞くと聞くと、実際の状況が見えにくい。地域で助け合っていけるとよい。
- ・障害者による、地域での円滑な共生を阻害する行動(他人の敷地で果実を採る、公道での排尿など)への対応が課題。地域社会における理解と適切な支援が必要な事例。障害特性への地域理解を進めるとともに、事業者の見守り体制を強化し、地域全体で支え合える関係性を構築していく必要がある。
- ・グループホーム入居者でも、実家に戻る・いずれ自宅に戻る希望がある人がいる。安心して暮らすための対策が求められる。

障害関係団体等

- ・災害時要配慮者の避難先や支援方法を示した、個別の避難計画の整備が必要。
- ・常時電源を必要とする等、医療依存度の高い障害者（児）のための災害時支援計画を整備する必要がある。
- ・医療依存度が高い人は、避難時には医療機器等の持ち物が非常に多くなり、支援の手が足りなくなることもある。そういったことも避難計画に盛り込んでほしい。
- ・車イスと医療機器ごと避難・移動するケース、医療的ケア児や車イス利用者が多数いるケース等を想定した避難訓練・防災訓練の実施が必要。
- ・障害者団体及び個人を対象とし、個別の障害や特性を考慮し想定した避難訓練の実施やトリアージ訓練の実施が必要。要望しているが実現に至っていない。
- ・福祉避難所が開設されない場合、一般の避難所における配慮（年齢や、子育て世帯か否かで分ける等）が必要。避難しやすい避難所の整備・バリアフリー化の推進が求められる。
- ・一般の避難所でも何人かは障害者が受け入れられるようになってほしい。
- ・要支援者名簿登録者は、避難所のエリアに関わらずバリアフリー設備の整っている学校等への避難を可能にしてほしい。
- ・避難所が利用できず自主避難している障害者への食糧などの配布を希望。
- ・避難所において、障害者とその家族向けの設備（障害に応じて必要な電力や医薬品、発電機やライト、筆談用具等）の確保や、公共施設への非常用電源の設置が必要。
- ・福祉避難所を整備する。情報を公開し、必要な人には予め周知しておく必要がある。
- ・福祉避難所の情報を広く周知してほしい。どのような移動手段や支援体制があるのか、詳しい情報が必要。ホームページで公開されていること自体も周知し、当事者側から探さなくても情報が手元に届くようにしてほしい。
- ・一般の避難所に行った後で福祉避難所に移動することは、障害者には困難。はじめから福祉避難所に避難してもらう体制のほうがよい。
- ・災害発生時の移動手段（肢体不自由児者用のおんぶ紐、車イスの牽引グッズ等）の整備が必要。
- ・災害時にパニックになる障害者もいるので、事前の準備が必要。避難場所や連絡先・行動手順のチェックリスト等の情報をリスト化しておく、非常用品を整える等。災害対策について普段から支援者と話し合っておく事が重要。相談支援、障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会等の職員に周知してほしい。
- ・避難所においては身体的、認知的、心理的なバリアフリーが必要。理解しやすい案内表示、カームダウンスペースの確保、障害に理解ある職員やボランティアの配置などの配慮がある事が望ましい。
- ・聾者・聴覚障害者の災害時の避難においては、初動における情報取得に大きな課題がある。聾者・聴覚障害者に、災害に伴う緊急情報をどのように伝えるかが課題。福祉避難所におい

ても、聾者・聴覚障害者のための情報保障体制を十分に敷くための準備は現状不十分である。

・障害福祉課・社会福祉課・危機管理課の連携不足を感じる。どの程度福祉避難所の整備が進んでいるかわからない。

・災害時、電話が通じない、SNS も使いづらいという課題がある。

・今以上に街灯、防犯カメラ、ガードレールの設置を増やす必要がある。

・認知機能に障害のある人が、詐欺や悪質商法の被害に遭うことを防ぐため、理解しやすい啓発、相談窓口の設置、注意喚起のチラシの配布などが有効かと思う。行政職員や警察の障害理解も深め、適切に対応できる体制づくりが求められる。

・日常的に複数人による見守り等が必要。

・防犯対策として、要支援登録者宅周辺の見回りを実施してほしい。

(4) 差別の解消・権利擁護について

障害者相談支援事業所

- ・つくば市は障害者雇用が比較的多く、他市より進んでいる実感がある。
- ・権利擁護への意識は高まってきている。
- ・かつては障害を隠さざるを得ない人が多かったが、今はオープンにできる社会環境が整いつつあると感じる。理解促進や交流機会の増加が背景にある。
- ・一方、差別的な扱いは依然として存在している。商業施設内での過剰な監視、根拠のない偏見に基づく対応など。一律の解決策を示すことは困難であるため、継続的な啓発活動と、個別の事例への丁寧な対応が重要。
- ・障害福祉サービス事業所内で、「茶化し」の場面に遭遇することがある。
- ・差別解消や合理的配慮の理解や捉え方が人や機関によって異なる。障害のある方の声を聞く場、それを届ける方法等の検討が必要。
- ・合理的配慮の概念は周知されつつあるが、「過重な負担にならない範囲」という曖昧さがある。
- ・義務教育の段階で、周知や理解を深める機会を設ける必要がある。
- ・学校などで合理的配慮の理解が乏しいと感じる。
- ・就園・就学の際は丁寧にアセスメントし、合理的配慮を整え、本人も保護者も安心できる場所を選択できるよう情報提供していきたい。
- ・音声ガイダンスやピクトグラムなどを活用した表示・アナウンスの導入が望まれる。
- ・実際にどの程度の配慮がされているのか、あまり感じられない。
- ・「親なきあと」の相談が増えている。成年後見は分かりづらく、また、できること・できないことの線引きも難しいため、家族の不安が大きい。
- ・成年後見は手続きが煩雑で利用のハードルが高い。より身近な、相談できる人材の育成が必要。
- ・家族によるネグレクトや経済的虐待が疑われる事例がある。家族が障害者本人の必要費（入院費など）を払わない、使い込む、不利益な書類（家の権利放棄、相続放棄など）を書かせる等のケースがあるが、家の中で行われていることへの介入が難しい。
- ・相談員も、どこに相談すべきか、どこまで介入できるか迷うことがある。成年後見人が必要だと思っても、医師が「本人に判断力あり」と判断し成年後見に繋がらないケースもある。
- ・早いうちから後見人をつけておくべき。土地などの資産の扱いや判断は当事者のみでは難しい。悪意のある近親者などに侵害されてしまう可能性もある。また、複雑な手続きが多く、本人の体調に影響が出ることもある。

障害関係団体等

- ・障害者（特に障害児）は自ら SOS を発信できない人もいるので、暴言・暴力の根絶に向けた取り組みを強化してほしい。
- ・差別について、地道に障害者に対する理解を深めていく啓発活動が続けていくしかないように思う。
- ・合理的配慮について、正しく周知する必要がある。対応の可否について、線引きが難しいため、過剰な配慮であるかを示す指針があるとわかりやすい。対応する側が疲弊したり危険に陥ったりすることは避けるべき。また、対応できないことをどう当事者に伝えるかも課題。
- ・一時的・日常的活動における合理的配慮の方針を検討すべき。
- ・「合理的配慮」という用語を「合理的調整」という用語に換えて、「合理的調整」に関する啓発活動も進めていくことが望まれる。
- ・合理的配慮提供のための補助事業があるが、知らない人や企業が多いため、他課とも連携し周知を図っていくべき。新築の店舗の建築を承認する際なども、合理的配慮の義務や助成について周知をしてほしい。
- ・合理的配慮については徐々に浸透してきている一方、未だに言葉すら知らない人もいる。市でも、イベントを実施するときは合理的配慮についてポスター等へ明記する等を義務付けし、それをチェックリスト化してほしい。
- ・障害者権利条約が社会通念として理解されるよう、学校の教育に取り入れるなどして一般的にも周知されると良いと思っている。
- ・支援に関わる会議に、コミュニケーションが難しいことを理由に障害者本人を参加させないことがあるが、結果だけでなく、どのような過程でどのような方針になったのかを知ることがとても大事だと思う。

(5) 障害福祉サービスについて

障害者相談支援事業所

- ・障害児通所事業所は増えているが、サービス種類によっては、提供している事業所が少ない状況が継続している。
- ・短期入所事業所は障害児・障害者ともに空きが少ない。
- ・生活介護でも送迎を断られることがある。
- ・精神障害者の居宅介護（家事援助）はニーズが高いにも関わらず、受け入れ先が見つからない。採算が合わないと中断を要求されたケースもあり。限られた人材では、より報酬の良い重度心身介護の方に積極的になるの难道うかと思う。
- ・必要な支援と事業所が提供できる支援のマッチングが難しい。
- ・重度訪問介護は短時間利用（見守り、通所先から帰宅する際の迎え入れなど）がしづらい。
- ・同行援護・行動援護は人手不足を理由に断られることがある。生活介護でも送迎を断られる事例あり。
- ・居住地域によっては、送迎の問題から、利用できる事業所が限られてしまうことがある。
- ・移動支援サービスが不足している。
- ・休日に外出する際、短時間からでも気軽に利用できるサービスがあるとよい。
- ・強度行動障害があり、他害行為や無断外出がある人は入所相談を断られることが多い。
- ・医療的ケアが必要な人の受け入れ先が見つかりにくい。
- ・共同生活援助は増えており、今後も増える見込み。一方で、日中支援型のグループホームがつくば市内にほとんどない。
- ・十分な理解や専門性がなく、営利が主目的の運営をしている事業所が見受けられる。質の向上と専門性の確保が一層必要。
- ・異業種からの事業参入が増え、選択肢は広がった一方、質の高い支援が提供されているとは限らないのではという心配がある。質を担保する仕組みの構築が急務。利用者が真に必要なとする支援を、継続的かつ安定的に提供できる体制づくりが求められる。
- ・障害理解のある専門職が少なく、特性にそぐわない対応が行われる事例を見聞きする。
- ・障害児通所事業所は新設や経営者交代が多く、事業所の実態把握が難しい。
- ・療育を謳っていても、事業所によって支援の質の差が大きい。
- ・事業所が利用者を選ぶ傾向が強いように思われる。必要な人に必要な支援が届かない。
- ・施設利用者の重度化・高齢化に伴い、施設職員の人手も不足している。よりよい支援をしたくても人手が足りず、職員が疲弊している現状。職員の待遇を見直してほしい。
- ・利用者にとって必要な支援と障害福祉サービスの支援とのズレが大きい。
- ・現行の障害福祉サービスの枠組みでは対応しきれない支援についての検討が必要。
- ・障害福祉サービス内の支援について、利用者に合わせた柔軟性、臨機応変さをもたせてほしい。

- ・重度訪問介護に近い「長時間の見守り」（身体介護及び家事援助にあたらぬ見守り）を障害児でも使えと助かる。
- ・休日の外出に使え、短時間から気軽に利用できるサービスがあると良い。
- ・利用者が本当に必要とする支援を、継続的・安定的に提供できる体制づくりが求められる。

障害関係団体等

- ・デイサービスは充実していると感じる。
- ・全体的に人手不足であり、十分なサービスが受けられていない人が多い。介助にあたる人員に対する報酬など考慮してほしい。
- ・報酬改定で民間の事業所が増えるようにしてほしい。大人が対象の支援も手厚くなるとよい。大人が対象の事業所が増えるよう、市でも呼び掛けてほしい。
- ・ヘルパーは、人手が足りず断られることが多い。特に同居家族が多い場合は、真っ先に断られてしまう。報酬が上がれば成り手が増えるのでは。
- ・重症心身障害児（重心児）短期入所施設の新設を望む。
- ・医療的ケアに対応した入所施設、グループホーム新設のための働きかけ、助成が必要。
- ・重度障害者向けの事業所自体が少なく、かなり遠くの事業所まで行くこともある。長距離移動は利用者本人にとっても家族にとっても負担が大きい。利用できる事業所自体が少ないため、利用者や家族は不満があっても伝えられない。
- ・移動支援サービスを提供する事業者が少なく、サービス受給が難しい利用者がいるが、提供事業者の少なさの原因は単価の低さによる可能性があるため、単価を上げるべき。
- ・医療的ケア児への療育は充実してきているが、障害児が18歳になった後の支援が手薄に感じる。選択の余地が少ない。少なくとも週に1回は通える場所が市内にあれば安心できる。
- ・小児・医療的ケア対応の事業所や支援サービス拡充のための研修等を開催してほしい。
- ・児童通所支援事業所の職員の質について、不安や不満の声が多い。定期的にチェックや指導に出向いてもらいたい。外部に委託してもよいと思う。
- ・障害による症状の違いなど個人差があり対応が難しい面も多いと思うが、スタッフには障害に関する知識取得を重ね、実践に役立ててほしい。通所先は障害者にとって数少ない社会参加できる居場所。そこで理解ある対応をしてもらえることが、当事者の安心感や自己肯定感を育む。
- ・高次脳機能障害など中途障害を負った場合、過去に出来ていたことが出来なくなるという葛藤を抱えており、そういった不安定な気持ちが行動障害として出現し、周囲から敬遠される事になってしまうこともある。そのような中で、通所先が、当事者にとって良い時間を過ごせる安心した居場所であることを望んでいる。また入所先についても、親が亡くなり本人の気持ちを代弁できる人がいない状況になった時でも、理解され、安心して生活が出来るところであってほしい。
- ・虐待や不適切な支援への不安がある。汚れても着替えさせてもらえないなどの話をよく聞く。これも人手不足の弊害だと思う。人手が潤沢になればサービスの質も向上するのでは。
- ・ヘルパーの実地研修が断られてしまうケースがよくあると聞く。利用者側からの協力も必要であると思うが、慣れない人に対して不穏になってしまう方もいるため、難しい問題。
- ・ほとんどの就労移行支援A型の評判が良くない。障害の軽い方への支援の仕方について、

サービス管理責任者をはじめ、利用者を支援する職員に対しての研修等の義務付け等してほしい。

- ・児童発達支援・療育が増加しているが、「個別」の療育が不足していると感じる。
- ・他の市町村で行っているような、公的な療育の場を設けてほしい。
- ・本人の尊厳が守られる生活を選べるように、サービス内容を充実（特に夜間のヘルパー）させ、地域格差を解消すべき。
- ・通所が困難な障害児・医療的ケア児に対する居宅訪問型の指導、移動支援等の実施を行ってほしい。
- ・重度身体障害者訪問入浴サービスの支給回数を拡充し、自己負担額を引き下げてほしい。
- ・レスパイトを増やしてほしい。特に大人になるとレスパイトの受け皿が少ない。
- ・ヤングケアラーがいることを理由に施設入所の優先度を下げないよう規定した自治体がある。つくばでもそうしてほしい。
- ・就労継続支援 B 型で作業ができる能力はあるが身辺自立が不十分なため、生活介護事業所に行かざるを得ないような人がある。生活介護では障害年金のみで生計を立ててはならないため、将来がとても心配。そういった方に配慮した制度が必要。
- ・日常生活用具の給付について、視覚障害者の社会参加に必須となるスクリーンリーダー及びその機能を拡張するためのソフト、点字の読み書きを行う点字情報端末などの給付を十分に受けられないという声がある。市では「障害種別ごとに不公平とならないように判断している」とのことだが、必要であるため申請している。福祉機器の価格は様々であるため、個々の対象者が社会参加できるよう柔軟な対応を望む。
- ・本人に必要な福祉用具の支給や内容を拡充してほしい。県内自治体を比較するとつくば市は基準が厳しい。地域格差を解消すべき。
- ・社会福祉協議会の車イス貸与事業に、小児用（体幹機能障害）バギーおよびカーシートを追加してほしい。
- ・介護タクシーの利用助成、つくば特別支援学校への通学支援（スクールバスとして活用）。
- ・特別支援学校の通学バスに装着するカーシート購入費用について、就学支援関連の費用として助成が受けられるよう県へ働きかけをしてほしい。
- ・通学は保護者送迎が基本となってしまうため、通学でも移動支援が使えるようになってほしい。東京などでは利用範囲拡大している。保護者ありきではない考え方を。
- ・移動支援サービスの対象者と内容（通勤・通学など）の拡大。また、移動支援サービスの支給決定時間を、本人の希望や生活実態に即した時間数としてほしい。
- ・重度障害者へ訪問美容の費用助成を拡大してほしい（現在は要介護高齢者のみ対象）。

(6) 相談・情報提供について

障害者相談支援事業所

- ・精神障害者の方から相談を受ける機会が増えてきた。
- ・相談支援連絡会やあんしん相談室への参加は、技術向上と自信につながる。
- ・サービス提供事業所との横のつながりも必要と感じている。
- ・他の相談支援事業所と、これまでの事例をざっくばらんに共有できる場があるとよい。
- ・新規のサービス提供事業所や各事業所の特色などの情報を、他の相談支援事業所と共有できる機会があるとよい。
- ・計画相談はニーズが高いが、需要に供給が追いついていない。新規依頼を断る場面が多く、心苦しさがある。利用者が、相談支援の空き情報が分かる仕組みがあるとよい。
- ・相談支援専門員の資格保有者を発掘し、相談支援事業所を増やす取り組みが必要。
- ・相談内容は多様化している。通院の同行依頼、事業所見学の同行依頼、長時間の電話相談、生活保護受給者の金銭相談、家庭内のサポートなど。
- ・個別のニーズへの対応が必要。地域で生活する障害者を支えるために、相談支援の役割が多岐にわたり、業務量は多くなっていると感じる。
- ・サービスの情報提供だけでは不十分で、訪問や見学に同行することも多い。
- ・他分野との連携に時間と労力がかかる。説明・連絡・調整・根回しなど、負担が大きい。
- ・関係機関の連携強化の機運は高まっており、組織の枠を超えた協力体制が形成されつつある。今後はさらに連携強化し、相談からサービス提供まで切れ目のない支援体制を構築していくことが重要。
- ・基本相談に時間を要し、定型の業務以外に多くの働きや支援をしても、評価される仕組みがない。無償奉仕になることもある。
- ・ネットに情報が溢れ、正しい情報の選択が難しい。必要情報にたどり着くのにかかる。正確でわかりやすい情報を市から発信してほしい。また、市発信の情報が多様にあると良い。市作成のガイドブックは利用者への情報提供の際に役立っている。
- ・社会資源に関する情報が少ないと感じる。長年つくば市に住んでいる市民でも、交流の機会や相談先・相談可能な内容を知らない人が多い。
- ・単なる情報発信に留まらず、必要な人に確実に届く仕組みが求められる。
- ・市報に情報が載っていても理解が難しい障害者もいる。
- ・スマートフォンを使用することが前提の生活スタイルになりつつあり、使いこなせない人は情報難民になりやすい。サービス提供事業所が SNS でしか情報を発信していないことがあり、情報格差が生まれている。

障害関係団体等

- ・相談支援員の受け持つ人数に上限を設けた方がいいのではないか。100人以上を担当している支援員が、一人一人細やかな相談支援をできるのか不安でもあり疑問でもある。
- ・相談支援員の質の向上（障害への理解や、サービスの知識など）が求められる。相談員が利用可能な制度を知らないために、必要なサービスにつながらないことがある。また、考え方にばらつきがあり、結果として支援のばらつきにつながっている。
- ・児童の相談支援事業の整備、利用周知が必要。
- ・医療的ケア児・重心児に対応できる相談支援専門員の増員。
- ・相談支援事業所自体が少ない。障害児にも相談支援が行き届いてほしい。障害児から障害者サービスへの移行が大変。
- ・障害児から障害者への移行に関する情報の提供、フォローの実施をしてほしい。
- ・相談をしたいと思ったとき、どこに相談したらよいのか分かりやすい表記が必要。
- ・相談支援専門員やケアマネジャーの中には、高次脳機能障害についてほとんど知らない人もいて、苦勞することがある。当事者や家族に身近に寄り添う立場の方々には、障害について理解や知識を深めてもらいたい。支援者の対応によって、穏やかな人が怒りっぽくなるなどの事例がある。
- ・情報が届かないために本来受けられる支援等（特別児童扶養手当やおむつ助成等）を知らない人が多数いる。情報発信は現状以上にやり続ける必要がある。
- ・市ホームページで積極的かつ迅速に情報発信をしてほしい。
- ・市役所からの郵便がアクセシブルではないため市からの連絡を見落とすことがある。はがきや封書に触知可能な目印や点字をつけるなどの工夫があるとよい。
- ・「広報つくば」が紙媒体でポスティングされているが、全盲では読めない。PDF版もあるが、タグ付けがされておらず、事実上、スクリーンリーダーでは読めない。市に問い合わせで初めて、音声版（ポッドキャスト）と点字版もあることを知った。せっかく点字版などを作成しているにも関わらず、探さなければ見つからない。周知をしているのか分からない。視覚障害のない人が届いた広報誌から情報を得られるのと「同等の」簡便さ（PDF・音声・点字版へのリンク付きメール配信など）が理想。
- ・現状のガイドブックに記載されているものは、読んでもサービス内容がイメージしづらい。必要なサービスを適切に言語化しにくい人達でも、適切なサービスに繋がるよう、サービスの具体的内容とサービス名がわかる一覧表があるとよい。
- ・保健所や病院とも連携し、本人や保護者が利用できる制度を漏れなく教えてほしい。県・市の枠を超えて周知・啓発を行ってほしい。当事者が自ら情報収集しなければならない現状がある。家族が頑張らなくてもよい体制を。

(7) 医療・保険について

障害者相談支援事業所

- ・つくば市は救急病院がいくつかあることが強みだと思う。
- ・知的障害・発達障害の専門的な医療機関が少ない。
- ・待ち時間が長く通院が難しいケースがあり、対応してくれる訪問診療が増えると助かる人が多い。
- ・精神科受診において、本人視点のみによらず、家族の意見や自宅での様子も踏まえて診てほしいと思う場面が多かった。
- ・様々な理由から、健康診断を受けること自体が難しい人がある。重篤な病気の発見が遅れるケースもある。
- ・地域でかかりつけ医療を推進することで疾病予防されていると感じるが、高齢化に向けて、気軽に健康相談ができるような仕組みが必要。
- ・必要な医療につながりにくい人がある。現行の訪問看護スタイルとは異なる、看護師等へ気軽に相談できる体制の検討が必要。
- ・障害のある人の訪問看護の利用が大幅に増えており、疾病予防・早期発見・健康維持に寄与している実感がある。重度障害者や、体調の自己管理が難しい人にとって、医療専門職との定期的な関わりは極めて有効に機能している。
- ・訪問看護の利用増加により、過剰利用ではないかという指摘もあるが、予防的な健康管理という観点からは適切な利用拡大とも捉えられる。今後は、訪問看護と障害福祉サービスの効果的な連携モデルを確立し、医療・福祉の両面から健康と生活の質を支える体制を強化していく必要がある。
- ・相談支援事業所と病院の相談員との勉強会など、交流の場があるとよい。
- ・入院時の状況や退院サマリーを依頼しても提供されないことがある。情報共有体制の改善が必要。
- ・医療連携は重要だが、主治医の裁量が大きく、生活全体を見通した支援よりも、目の前の症状に比重が置かれ、地域生活支援としての視点が貧しくなることがある。背景を十分に考慮せずに入院の判断をされてしまう。支援者が根拠を示して、医師へ意見を言える環境になるとよい。ただし心理的ハードルは高いと感じる。

障害関係団体等

- ・市の集団検診の際、車椅子対応を可能にしてほしい。
- ・障害があるためにがん検診の受診できない人へ、代替手段を提示してほしい。
- ・乳幼児健診で指摘があった際、医療チケットの様な物があると受診に繋がりやすい。できれば土日祝も受診できるとよい。どこの病院にかかればよいのか分からない、病院が見つかって予約が数か月待ち、という課題がある。乳幼児健診で指摘された方が優先して予約できるような仕組みや助成制度があれば、迅速に医療的支援につなげることができる。
- ・新生児訪問や乳幼児の集団健診にかかわる保健師の、医療的ケアへの理解を促進してほしい。また、医療的ケア児を育てる母親のサポート体制を整備する必要がある。
- ・医療機関等と連携し、NICU 退院後に地域へ移行するための支援体制づくりを推進してほしい。
- ・小児慢性特定疾患の支援事業を拡充してほしい。
- ・地域包括ケアシステムの小児対応を推進してほしい。そのための研修等の実施、県との連携が必要。
- ・高次脳機能障害が残ると診断された場合、医療機関における当事者や家族への障害説明や、退院後の過ごし方がとても重要。丁寧な説明と対応をして、リハビリテーションや訓練に繋いでほしい。そして動揺している家族に、相談できる行政機関や家族会がある事を伝えてほしい。
- ・所管する保健所との連携を強化してほしい。
- ・移行期医療（小児から成人）における各機関の連携を強化してほしい。
- ・市内医療機関において、レスパイト目的のベッド確保と整備を行ってほしい。

(8) 教育・保育・療育について

障害者相談支援事業所

- ・個別的なニーズの多様化に現場が対応しきれていない。
- ・不登校児が多いのは、今の教育のシステムに無理があるからだと考えられる。教育者が、特性がある児童にそぐわない対応をして、状況を悪化させる例がある。
- ・保育園や学校など一般の教育・保育現場では発達障害への理解と対応力が不十分。専門知識・実践スキルを持つ人材が不足し、適切な支援が提供できないケースが増えている。専門研修の充実、特別支援教育に関する専門人材の配置拡大、実践的な支援方法の情報共有が必要。発達障害のある子どもの増加に対応できる教育・保育体制の抜本的な強化が急務。
- ・保育士不足や質の確保が課題。通常学級で個別指導を受けられるための特別支援教育への専門性の向上が求められる。
- ・教育・保育・療育と医療機関が連携をとれる体制が必要。
- ・一人の利用者のために、関係機関でチーム支援を作りたいが、課題が多く難しい。
- ・学校との連携、情報共有がうまくいっていないと感じる。
- ・教育分野の人に、障害福祉サービスや相談支援のことを知ってもらい、理解してもらう場がほしい。
- ・学校の先生との関わりや信頼関係に悩む保護者が増えている。
- ・就学後に福祉サービスと学童クラブを併用する児童が増えており、各事業所で情報共有してスムーズに利用できるよう連携したい。
- ・不登校や家族支援が得られない児童に対して、学校までの送り出し支援へのニーズがある。
- ・療育手帳が取得できるか微妙なラインの児童が、特別支援学校には入れず、一般高校では厳しい状況におかれている。
- ・早期療育が行われず、思春期・青年期になって暴力を奮う等、家庭の破綻につながる例がある。親のバーンアウトで入院希望に至るケースもあり、早期からの介入が重要。必要な児童に療育を勧められる体制が必要。

障害関係団体等

- ・国連の障害者権利条約に基づきインクルーシブ教育を推進すべき。
- ・インクルーシブ教育の推進が謳われているが、実感がない。幼少期から障害の有無に関わらず地域で一緒に育っていけるような環境整備や、インクルーシブ教育の拡充、インクルーシブ公園等障害のある子どもに配慮した遊び場の拡充などが求められる。日常的に触れ合う機会がなければ、交流行事があったとしても、障害者は自分とは無関係の遠い存在だと感じてしまう。
- ・学校現場で、体育や音楽などへの参加を補助する道具があっても、使用が認めてもらえないことがある。見学のみでは教育的意義がない上、同級生との距離も遠くなる。授業に参加できるよう道具の使用を認めたり、授業自体のプログラムを増やしたり等、生徒自らが選択できるような形式になれば、同級生との壁をなくしていけるのではないか。
- ・特別支援教育だけでなく、すべての人達に対して、加齢や病気、事故等でおこる可能性のある障害について指導があるとよいと思う。障害は誰にとっても決して他人事ではないのだと認識してもらいたい。
- ・教科教育だけが教育ではない。多様な人間が共に育つことが、これからの人材育成には必要なことだと思われる。
- ・法律が整備されたため、受け入れできる保育所が増えてはいるものの、まだ受け入れしていない保育所もあり、選択肢が少ない。近いところを選べず、遠くの保育所にしか通えない。
- ・市内保育所および幼稚園への医療的ケア児受け入れ体制を整備してほしい。
- ・地域の小中学校での医療的ケア児受け入れのための看護師を配置してほしい。
- ・障害があっても地域の学校で学べるように、支援員の拡充（宿泊を伴う）や、エレベーター・多目的トイレ・段差解消などの改修を行ってほしい。
- ・学校の支援員は校外の支援に入れないため、校外学習や修学旅行などで保護者の付き添いが必須になってしまうことがある。
- ・学校で雇用している支援員には、学外の活動（校外学習など）に付き添いをしてもらえない。学外活動への支援を強化してほしい。
- ・保育中、または就学中に事故や病気により高次脳機能障害者となった場合、退院して復帰した時の幼稚園や学校での対応はとても重要。先生が、親や医師、療法士等と連携を図り、本人が落ち着いた生活を送れるようサポートしてほしい。
- ・学校教育の中で、高次脳機能障害のある生徒への理解が不十分であったり、知的遅滞という間違った診断にもとづく働きかけが続いていたり、進路の選択が適切ではなかったりすることがある。特別支援学校を含む学校教育の現場で高次脳機能障害の理解が進み、適切な進路を選べるようになってほしい。
- ・母子療育を継続してほしい。
- ・療育施設と幼稚園・保育園の連携を強化してほしい。

- ・就学前教育で、日常、集団での行動の様子を見ている幼稚園教諭や保育士から療育への繋ぎも積極的に行ってほしい。特別支援教育推進室で巡回指導などを行っているが、保護者まで行き届いているのか心配。
- ・特別支援学校在籍児童生徒で、医療的ケアを理由に保護者送迎をしている家庭への通学支援（介護タクシー＋看護師乗車など）を実施してほしい。
- ・未だに親子通学を求められる現状がある。保護者のストレスを軽減するため、子と分離（レスパイト）できる環境が必要。今は共働きの時代なのに、制度が時代に追いついていない。
- ・公立校で、校長のみ、あるいは少人数の職員の裁量のみで特別支援学級を勧めるか決定することがないように、人事配置や教育プランを考慮してほしい。
- ・就学時の学校選択を本人の希望に基づいて行ってほしい。就学前相談で「児童のためには〇〇の方がいい」と言われると、ほかの選択肢を考えられなくなってしまうことがある。それぞれのメリットや懸念点を挙げ、自己選択をしやすいようにしてほしい。また、学校により判断に差が出ない仕組みづくりをしてほしい。

(9) 雇用・就労について

障害者相談支援事業所

- ・障害理解の推進や法定雇用率引き上げにより、企業の採用意欲は高まっており、障害を理由にした採用拒否は減り、障害者雇用の機会は広がってきた。
- ・短時間雇用、在宅ワーク、個人の特技に特化した雇用等が増え、障害者雇用の方法や内容が多様化すると、雇用につながるケースが増えるのではと思う。
- ・雇用側で求める人材とマッチングをする場があると、就労できる方が増える。
- ・雇用側の仕事の割り振り方や就労時間の工夫が必要。
- ・行政でも、個人情報に関わらない部門で短時間雇用を生み出すなど、雇用創出の工夫をしてほしい。
- ・一般就労（障害者枠）や就労継続支援 A 型を目指したくても、通勤の交通手段の問題や勤務時間の壁が高い。
- ・通勤や職場環境整備を支える助成策（人件費、車両購入費助成など）が必要。
- ・障害者枠で一般就労したい障害者が多い中、職場で関わる職員の理解が乏しく、難しさを感じている。
- ・職場における適切な配慮の提供や、継続的なフォローアップ体制の構築により、より多くの障害のある方が安定して就労を継続できる環境を整えていく必要がある。
- ・障害者雇用に関する研修（社内理解・意識醸成）が必要。
- ・スキル向上や勤務継続のため、企業内ジョブコーチの配置が求められる。助成制度などがあるとよい。
- ・雇用機会の拡大から、就労定着支援の重要性も増している一方で、就労定着支援事業所は少ない。
- ・就労選択支援が令和 7 年 10 月 1 日より始まったが、つくば市内に対象事業所はまだ無い（ヒアリング時点）。
- ・就労継続支援 A 型事業所が不足している。
- ・就労継続支援の募集はかなりあるが、ハードルが高いと思う。
- ・利用者は就労支援を「訓練」と捉えられていないことも多く、「今の収入」を重視しがち。長期的な目線を持つことができないことや、自己理解不足、自己過大評価から就労移行支援への抵抗感を持つ人が多い。就労移行の成果を数値で示す資料があると必要性を理解してもらいやすいのでは。また、工賃を得ながら就労移行支援を受けられる仕組みがあれば、モチベーション維持に役立つ。
- ・同種の就労支援事業者の中でも支援の技量や理念に大きな差がある。報酬制度自体も加算取得を促しており、利用者の希望尊重に直結しにくい。結果、多くの障害者が就労支援を利用していても、生き甲斐のある雇用につながっていないのではないかという疑問がある。

障害関連団体等

- ・障害者も、働いて税金を払える社会の一員になれるようにしてほしい。
- ・障害者雇用に力を入れている企業をつくば市に誘致してほしい。
- ・市の障害者雇用を拡大する必要がある。
- ・IT（テレワーク）の活用で、重度障害者でも就労しやすい働き方を提案してほしい。
- ・医療的ケアが必要でも就労できるようにしてほしい。まずは市役所から受け入れをしてほしい。
- ・どんな職場・職種（就労継続支援B型など含め）での就労であっても、フォローアップは必ずすべき。特別支援学校からのフォローはあるが、数年程度である。自ら相談しに行くことは難しいため、時々訪問し、困りごとについて聞き取りしてもらえる体制があるとよい。
- ・企業等への理解啓発、合理的配慮の理解・促進、拡充を実施してほしい。
- ・高次脳機能障害者が病院を退院して職場に戻る場合、職場に定着し、継続していくことは難しいことが多い。以前は出来ていた事が出来なくなることがあるため、職場の方々の障害理解や、適切な指示方法などがとても重要。専門職による、障害や指示の出し方の説明、ジョブコーチなどの介入があれば定着、継続率は向上する。
- ・成人前に受傷した場合など、新たに就労しても定着出来ず、職場を点々と変える高次脳機能障害者が多い。軽度であった場合、高次脳機能障害の正確な診断を受けていないという場合もあり、本人も家族も、出来ない事への自覚がないことが多い。医師による高次脳機能障害の正しい診断、本人や家族への周知、就労への準備、専門職による就労時のサポートや継続時のサポートなど、つながりのある支援が整備され充実してほしい。
- ・通勤時の支援や就労時の支援の拡充が必要。重度障害者を対象にした就労時の支援制度があり助かっている。支援を必要している人は多いため、制度の対象者が増えるといいと思う。
- ・工賃・賃金アップを推進してほしい。
- ・職場で同じ空間にいても、聴覚障害者は音の情報が入らないことで疎外感を覚えることがある。

(10) 生涯学習、文化・スポーツ活動について

障害者相談支援事業所

・地域に気軽に通えるスポーツ施設が不足している。移動する手段が少なく意欲が低下してしまう。

・市で企画された文化・スポーツの機会はあるが、実際に参加できている人はごく一部に限られる。参加を妨げる主な要因は、アクセスの困難（情報が届かない、同行者・介助者がいない、会場までの移動手段がない等）。参加時の送迎・付き添い体制を整備する必要がある。家族の負担も軽減できる。

・イベント開催と同時に送迎サービスや同行支援の仕組みを整備することで、家族に負担をかけることなく、より多くの方が活動に参加できる環境を実現する必要がある。

・移動手段の確保、その場で活動する際の支援や付き添いが必要。

・障害者が参加できる場が少ない。周囲の理解不足で参加できないことがある。

・絵画交流・音楽交流・運動交流など、ボーダーレスに楽しめる企画づくりや、パラスポーツを通じた交流機会の拡大などが求められる。

・余暇を支援する人の確保が難しく、結果として障害者が一人で過ごす時間が増えるが、一人の時間をタブレット等で動画視聴をして過ごしてしまう人が多い。

・休日の充実につながる活動（マラソン、登山、花植えなど）の場づくりが求められる。

・興味・好奇心を育てる多様な活動の種類・場所を増やし、選択肢を充実させてほしい。

・障害者の習い事のような物があるといい。介護者の負担減はもちろんだが、興味や趣味を持つことで、生きがいとなる活動の機会を得てほしい。

・イベント等の情報が障害者に届いていない。

・情報収集が難しく、イベントや運動教室の情報が見つからないため、利用者のニーズに合う提案ができないことがある。相談支援専門員にも情報が入ってこない。情報収集しやすくなるとよい。

・市ホームページに障害者の生涯学習、文化・スポーツ活動の専用紹介枠を設けると、周知されやすいのでは。

・定期開催のイベント・教室の一覧が掲載されているとよい。

障害関係団体等

- ・障害児が芸術に触れられる機会が少ない。講師、バリアフリーな会場が不足しているため、紹介を受けられる仕組みがほしい。
- ・重度障害者は能動的な趣味を持つことが難しい分、受動的に芸術を楽しめる機会をもっと提供してほしい。
- ・ここ最近、障害者の生涯学習等余暇活動への支援が広がってきていると感じる一方、内容などのマッチングに難しさを感じている。参加人数等が伸びない場合、同じことを何回も継続するのではなく、アンケートを取るなどしながら見直しをはかり、様々なやり方を検討してほしい。
- ・アダプテッド・スポーツで有名な筑波大学と協力し、障害者の活躍の場を設けてほしい。
- ・子供たちに対して、活動を始める「きっかけ作り」をしてほしい。
- ・生きがいにつながる生涯学習や文化活動、スポーツ活動などの余暇活動に出会いにくい状況がある。公民館などでの催しで、障害者を対象としたものを見かけない。豊かな体験の場を障害者にも提供してほしい。
- ・医療的ケア児および重症心身障害児が継続して参加できる余暇活動(スポーツ、学習など)の場所づくりが必要。
- ・身体障害者・医療的ケア児を想定した、支援学校卒業後の学びの場づくりが必要。
- ・障害者スポーツの普及、啓発活動を継続して行ってほしい。
- ・活動の場において介助者や保護者の付き添いが必須であると、参加のハードルが上がる。保護者が高齢である場合もあり負担は大きい。本人にとっても、イベント中保護者がずっと隣にいることは心理的負担になる。イベント内で支援をしてもらえるのが望ましい。
- ・余暇活動を十分行うために、移動支援を拡充してほしい。

(11) 障害者等の地域生活において必要な支援体制等について

障害者相談支援事業所

- ・住まいの確保、個別のニーズに合ったグループホームが必要。
- ・医療的ケアが必要な人を受け入れられる入所施設やグループホームを増やしてほしい。
- ・生活が安定してくると自己主張が強まるケースが多く、転居を重ねながら生活調整しなければならない方が一定数いる。そのような中で重度の障害者に対応できる施設は不可欠であると感じる。
- ・一人暮らしの要支援者も増えていくと思われる。少ない支援者で対応していくには、同地域内にある程度の人数が集まって住んでもらうなど、コミュニティの作り方を考える必要がある。
- ・重度障害者でも、自宅で重度訪問介護などを使って暮らせる体制がほしい。
- ・障害分野においても老老介護が問題になっており、福祉サービスにつながりにくいケースがある。
- ・移動手段が課題。自動運転の小型の乗り物が使えるエリアを設ける、斜面地で暮らしている人を平地へ誘導するなどの工夫が考えられる。
- ・障害者の重度化・高齢化が進んでいる。保護者がいなくなった後も地域で暮らし続けるために、地域の見守りとサポート体制の構築が不可欠。地域での相互理解と密接なつながりは、今後も地域生活を支える重要な基盤として維持・発展させていく必要がある。かつ、経済的支援や食事の確保、日常生活必需品の提供など、実際の生活を支える仕組みも必要。
- ・障害者の個別の状況は多様であり、必要とされる支援内容は人によって大きく異なる。この多様性を前提とした支援体制を検討・構築する必要がある。
- ・家族や親類など、身近な支援者がいる人が減っていると感じる。
- ・保証人として活動する団体はあるが、後見制度以外の「いざというとき」の支援が足りない。
- ・地域ごとに応援チームを作り、生活エリアごとに「この困りごとは誰に連絡をするとよい」「この時間は誰に連絡できる」と分かるとよい。
- ・困りごとの把握と振り分けにAIを活用し、迅速な対応ができるとよい。
- ・緊急時の対応体制の整備、日中活動の場の確保、移動支援、医療を含め、地域で連携した支援体制の構築が必要。
- ・支援者によって立場が異なり、視点が分かれがち。家族全体の幸福を共通の目標にし、歩み寄って互いの立場を理解し、協働することが重要。役割機能の領域や裁量の範囲にこだわらず、シームレスな支援を実現できるとよい。一步踏み込む姿勢が重要。
- ・支援機関が協力し合える仕組みや、課題等を継続して検討する場が必要。
- ・介入が中途半端になり、必要な支援に届かないことがある。

障害関係団体等

- ・医療的ケアに対応したレスパイトおよび緊急時用のベッド(あるいは施設)を持つ地域生活拠点が必要。早急に整備を進め、情報公開してほしい。
- ・市内の幼稚園・保育園・教育機関において、医療的ケアができる人材の育成、各機関配置後のサポート機能を有する地域生活拠点が必要。早急に整備を進め、情報公開してほしい。
- ・グループホームの新しい形として、地域社会に溶け込んで地域貢献もできるような、大型で多機能な施設があるとよい。家族も安心できる。
- ・高次脳機能障害は中途障害のため、支援に繋がりにくいという現状がある。障害について、家族でも理解できない場面が多々ある。困った時には、地域の相談窓口で、困りごとの解決に向けて動いてほしい。相談の機会が不足していたり、社会的行動障害などの症状で施設入所を断られたりしたことで、福祉サービスに繋がっていない方も多し。引きこもり状態が継続し家族も疲弊する。地域支援体制の整備を進めてほしい。
- ・介護者の高齢化が顕著で、介護者亡き後の問題が差し迫っている。障害者の自立に向けた相談ができる窓口設置や、多様な障害に合わせた受け皿の充実、専門的な人材の確保・養成が求められる。
- ・地域での見守りサービスや地域コミュニティの形成などに、積極的なアプローチが必要。民間では難しいので何らかの組織が手を挙げてほしい。
- ・災害があったときや、一人のときに何かあったとき、近所から駆けつけてくれる人がいると安心。
- ・地域移行の推進、本人の望む居住場所での生活支援を充実させてほしい。
- ・本人の尊厳が守られる生活を選べるよう、サービス内容を充実させ、地域間格差を解消してほしい。
- ・高齢聾者・高齢後期手話習得聴覚障害者（以下、高齢聾者）が優先的に入所できるような高齢者施設を選定し、複数の高齢聾者が同一の高齢者施設で生活できるような体制（ケアマネジャーネットワーク、ケアマネジャーと聾者協会・身体障害者相談員の連携など）を構築する必要がある。
- ・施設や老人ホームに高齢聾者が入所しているケースがあるが、施設内にほかの聾者がおらず、コミュニケーションがとれていない。手話が難しければ、筆談で対応するなどの配慮があると良い。また、職員が対応できても、周りに聾者がいないと孤独感や不安を感じることもあると考えられる。
- ・複数の高齢聾者が入所している高齢者施設に定期的に傾視ボランティアを派遣し、高齢聾者の生活水準の維持を図る必要がある。
- ・要支援水準の高齢聾者を対象とするミニデイサービスを定期的に関開けるような体制を構築する必要がある。

2. 相談支援事業所を行う上での課題や必要な支援について

障害者相談支援事業所

○業務負担

- ・報酬の割に合わないほど、業務が多岐にわたっている。様々な支援・対応が何でも相談員任せにされるケースが多い。
- ・本人の希望を尊重するだけでは状況は改善しないため、助言や提案をするものの、受け入れられないことが多く、無力さを感じる。より効果的な関わり方や働きかけを模索する必要がある。
- ・本人や家族が課題を理解することが難しいと感ずることがある。
- ・複雑化している問題を整理するには、複数の支援者が必要だと思う。
- ・基幹相談に対して心強さは感じる一方で、連絡調整が増えることで互いの負担増になると思ひ、積極的に相談できない。
- ・多機関連携のためには多くの支援者等との連絡調整が必要であり、相談支援専門員の動ける時間・範囲が制限されてしまう。結果的に、ある程度単独で動いたほうが、スムーズに進むことが多い。
- ・相談支援専門員が一つのケースに丁寧に時間をかけて関わるのが本来望ましいが、その結果業務量が増大し、適切な業務調整が難しくなっている。チームでマネジメントできる体制を構築し、組織として安定して事業を継続していける仕組みが必要。
- ・相談支援専門員が一人の体制で事業を運営する場合、相談支援専門員が退職する際には、すべてのケースを引き継がなければならず、利用者への影響等のリスクが大きい。そのため、複数名で運営していくことが望ましい。ただし、報酬体系の課題もあり、複数名での運営体制を実現するためには、相応の利用者数を確保できる等、経営的に持続可能な状態であることが前提。
- ・障害児相談支援事業所では、利用者の成長や生活環境に合わせ、切れ目なく必要な支援が受けられるよう配慮して、利用者を障害者相談事業所へ引き継ぐ必要がある。
- ・既存のサービスでは対応しきれず、こういうサービスがあればよい、と思う場面がある。
- ・定員や送迎範囲の都合により、利用できる事業所の数が少ないと感じる。
- ・モニタリング様式、申請書様式を簡素化してほしい。

○相談支援事業所・相談支援専門員の不足

- ・相談支援事業所、相談支援専門員が不足している。相談支援員になることへのマイナスイメージを払拭する周知啓発活動や、専門的な人材の確保、人材の育成が必要。
- ・福祉サービス利用のための相談支援の依頼は多いが、相談支援専門員を十分に確保できないため、断らざるを得ないケースが多く発生している。
- ・相談支援の依頼があってもすぐに受入ができず、待機してもらっている状況である。すぐ

に相談支援専門員が付かなくても、一旦セルフプランで利用できる体制があるとよい。

- ・例えば千葉市では計画相談支援推進事業補助金制度を創設している。相談支援事業所、相談支援専門員の不足解消のための取り組みが必要。

○報酬

- ・相談支援事業だけでは赤字である。単純に人員を増やしても解決せず、むしろ人員を増やすことで赤字が拡大する可能性があり、相談支援の需要があっても対応できない

- ・相談支援事業の報酬を上げてほしい。

- ・基本相談をより評価する仕組みや加算があるとよい。

○今後の取り組み

- ・今までのケース記録を蓄積しておく、過去のケースを応用し、障害者の負担・不安が軽減するような工夫の幅が広がるのではないかと思う。また、より経験のある他の相談員のケース記録が共有できるとよい。

- ・多職種と連携した支援が重要とわかっていても調整が難しい。業務を効率化させる ICT 活用の知識を習得する支援や各事業所が活用できる地域資源の情報共有システムがあると良い。

- ・相談支援を行なっていく上で、自立支援協議会、基幹相談支援センターとの連携やつながりが重要。より連携を強めることができるような取り組みを実施してほしい。

3. 今後の活動方針について

(1) 今後取り組みたい、または充実したい活動について

障害関係団体等

・障害者の家族とのつながりを重視し、定期的に顔を合わせた相談や情報交換等を行いながら、お互いに助け合っていきたい。

・人生の途中で高次脳機能を負い、今までとはかけ離れた世間で孤立しながらも頑張っている本人や家族達が疲弊してしまう前に支援に繋げる手助けをすること、共感を持って少しでも元気になってもらいたい、という目的で相談者と会員による交流会を開いている。今後もこの事業は継続していく必要がある。専門のコーディネーターにも毎回参加してもらい、助言をもらい、様々な支援に繋いでもらっている。

・家族同様に当事者本人の発言の場や相談の場が必要であるため、当事者会を開催している。参加者は当事者と支援者だけで、司会は団体役員が行っている。ルールを設け、誰でも安心して参加できる会になっている。仲間意識も出来、楽しみに来てくれる方達が増えてきた。共通の経験や悩みを持つ者同士、ピアカウンセリングの場になっている。また、司会者のスキルアップのために臨床心理士にアドバイザーをお願いしている。勉強会も開き、家族も一緒にスキルアップ出来るよう取り組んでいる。これらの活動は会の要となる活動なので、今後も充実していければと思う。

・定期的に出前講座を開き、聾者・聴覚障害者の生活水準の維持に努める。

・手話通訳者の高齢化・減少を鑑み、遠隔手話サービスや電話リレーサービスの拡充に努める。

・高齢聾者・高齢後期手話習得聴覚障害者支援事業

・手話奉仕員養成講座の一元化

・医療的ケア児保護者のピアサポート・ケアラー相談

・ホームページなどによる情報発信の継続

・医療的ケアに関する啓発活動

・医療、介護、福祉、教育など多職種連携のための機会づくり

・災害に備えた関係づくり

・地域で暮らしていく為に、障害をもつ子どもの保護者の交流を図り情報交換などをしていきたい。

・講演会やイベントなどに積極的に参加していきたい。

・障害の種別や程度にかかわらず、地域で自分らしく安心して生活するための支援体制と街づくり

(2) (1) の活動を進めるにあたって必要な支援等

障害関係団体等

- ・市内にバリアフリーで安心して使える会場に限られるために、公共施設が予約できない。
- ・つくば市福祉団体等連絡協議会の加盟団体は、コミュニティ棟を含む交流センターの利用料の免除対象にしてほしい。
- ・時間制限があり、1日を通したイベントが開催できない。優先予約できる仕組みがあると嬉しい。また、既存の会場についても改修等を行い、安心して利用できるようにしてほしい。
- ・団体加入者が年々減少している。新しい人が入ってこず、高齢化している。コロナ禍以降介入活動もできておらず、活動の幅が狭まっていると感じている。市役所などよりももっと気軽に相談や話ができる場が必要。
- ・会員も役員も歳を重ねてきているが、新しい会員のほとんどがまだ働き盛りという事もあり、新たに役員を引き受けて下さる方が少ない。
- ・会員の高齢化に伴い、老障介護の問題が増えている。特に、2－(2)、2－(5)については考えてほしい。
- ・市による防災訓練の実施および会における障害当事者への参加呼びかけが必要。
- ・活動へのボランティア参加と参加希望者への呼びかけが必要。
- ・国連の障害者権利条約についての理解啓発の協力、市政や各協議会への障害当事者の積極的な登用・参加。
- ・茨城県は平成30年に茨城県立リハビリテーションセンターが廃止されて以来、高次脳機能障害支援は相談支援が主な事業になり、当事者への直接的支援がなくなった。身体、脳機能についてのリハビリテーションは民間の機能回復訓練施設で行えるようになったが、心のリハビリが高次脳機能障害者にとっては重要な支援と思っている。家族会交流室や当事者会は高次脳機能障害を負った本人や家族にとって、心のリハビリとしてもとても重要な支援になっている。この支援をもっと地域に広めたい。認知症においてはオレンジカフェがあるように、高次脳機能障害においてもそのような居場所が出来ることを願っている。

4. その他意見・要望

障害者相談支援事業所

- ・課題を共有できる仲間がいて、多面的に考えることができるのではないかなと思う。
- ・既存のサービスやサービス以外の支援の使い方など、今までの知恵を皆で共有できるとよいのではないかな。

障害関係団体等

- ・前期計画の進捗状況、目標達成の見込みに関する情報提供をしてほしい。
- ・聴取した意見がどの部署のどの事業に繋がるのかが見て分かるような計画を作成してほしい。また、評価について、Bが多い印象。Aにするために何をしているかを計画に盛り込んでほしい。
- ・先のヒアリング調査において提出した内容について、市の施策への反映状況を知りたい。
- ・計画懇談会委員の障害者の割合を半分以上に増してほしい。
- ・障害種別によって困りごとは大きく異なるため、種別ごとにスポットをあてた現況調査が必要だと思う。
- ・つくば市民センターが以前より利用しづらくなっている。特に駐車場の有料化がきびしい（時間帯によっては空いていない）。
- ・児童発達支援センターの駐車場について。せっかく4階に会議室があるのに、駐車場がっぱいで利用できないという点を改善してほしい。
- ・移動困難者に配慮し、オンライン申請や、窓口の土日対応などを拡充してほしい。
- ・つくば駅前窓口センターができ、非常に助かっている。一方で、対応に時間がかかりすぎてしまい、後の予定に影響してしまうこともある。
- ・障害福祉が地域化するなかで、当事者が生活をする地域での障害理解が重要。地域で当事者が少しでも心豊かに暮らせるよう広く啓発してゆくことの必要性を感じ、つくば市福祉団体等連絡協議会に加盟した。これからも行政の力も借りつつ、障害者にとって住みやすいまちづくりをしていきたい。
- ・引き続き、医療的ケア児が地域で安心して暮らせるよう支援してほしい。
- ・とにかく情報が入ってこないのが、市が視覚障害者に対して何をしてくれているのかもわからない。
- ・手話通訳養成講座の入門・基本コースについて、プロポーザル方式が導入されたことは大きな一歩だと思う。審査委員については、行政関係者のほかに第三者を入れ、公平に審査を行ってほしい。
- ・公立幼稚園に入園する際、保護者の付き添いが求められたが、保護者は就労しており難しいため、私立幼稚園に変更した。私立幼稚園では付き添いなしでも過ごせている。公立幼稚園が、このような対応をとるのは不適切ではなかったか。

第5章 参考資料

ヒアリング調査票

(1) 障害者相談支援事業所向けヒアリング調査票

つくば市障害者プラン 策定に向けたヒアリング調査票

- はじめに -

この調査票は相談支援専門員の皆様のご意見をお聞きし、「つくば市障害者プラン」策定の基礎資料とさせていただくものです。お忙しいところ恐れ入りますが、ご回答にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

- ご記入に当たって -

- それぞれ該当する項目に記入してください。
- 調査票の質問事項に基づいてご回答ください。自由記述の形式は特に問いません。
- 回答は、**11月10日(月)**までに障害福祉課へご提出ください。

◎ この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

つくば市 福祉部 障害福祉課 担当:矢島・近藤
TEL: 029-883-1111(代表) 内線 2221
FAX: 029-868-7544
メール: wef020@city.tsukuba.lg.jp

事業所名						
代表者						
記入者及び記入日	■記入者:					
	■記入日:	令和	年		月	
連絡先	■電 話 :					
	■e-mail:					
対象 ※該当するもの全てに○	1. 身体 2. 知的 3. 精神 4. 障害児 5. その他()					
契約者数 ※市外を含む	約 人 うち、令和7年度新規契約者 約 人					
構成員の状況 ※令和7年10月1日現在	■相談支援専門員の数 人 ■1年前からの相談支援専門員数の変化 1. 増えた(約 人) 2. 減った(約 人) 3. 変わらない					

(1)～(11)についてご意見をお聞かせください。

(1)障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて

障害や障害のある人に対する周りの理解と地域社会のあり方、障害のある人となない人との交流に関すること 等

(2)生活環境について

公共交通機関などの移動手段や施設のバリアフリー化に関する事、住まいや住宅に関する事
等

(3)安全・安心な暮らしについて

防災対策・避難所、防犯対策に関する事 等

(4)差別の解消・権利擁護について

障害を理由とする差別の解消や合理的配慮、権利擁護に関する事 等

(5)障害福祉サービスについて

在宅のサービスや通所・入所サービスについて 等

(6)相談・情報提供について

相談支援に関すること、サービスなどに関する情報提供について 等

(7)医療・保健について

疾病の予防や早期発見・対応などに関すること、医療に関すること 等

(8)教育・保育・療育について

学校教育に関すること、保育・就学前教育、療育などに関すること 等

(9)雇用・就労について

就労支援や定着支援、就労先や雇用現場に関すること 等

(10)生涯学習、文化・スポーツ活動について

生涯学習、文化活動、スポーツ活動及び余暇活動に関すること 等

(11)障害者等の地域生活において必要な支援体制等について

障害者等が重度化・高齢化していく中で、また、支援者がいなくなった後で、地域で生活していくために必要な支援体制に関する事 等

3. 相談支援事業を行う上での課題や必要な支援についてお聞かせください。

4. そのほか、ご意見等がございましたら、お聞かせください。

5. ここまでご回答いただいたことについて、ご希望に応じて、市職員によるヒアリング調査(※)を行います。ヒアリング調査を希望されますか。※11月中に実施予定、時間は1団体(事業所)につき30分です。

1. 希望する

2. 希望しない

以上で質問項目は終了です。ご協力ありがとうございました。

(2) 障害関係団体等向けヒアリング調査票

つくば市障害者プラン
策定に向けたヒアリング調査票

- はじめに -

この調査票は障害者関係団体の皆様のご意見をお聞きし、「つくば市障害者プラン」策定の基礎資料とさせていただくものです。お忙しいところ恐れ入りますが、ご回答にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

- ご記入に当たって -

- それぞれ該当する項目に記入してください。
- 調査票の質問事項に基づいてご回答ください。自由記述の形式は特に問いません。
- 回答は、11月10日(月)までに障害福祉課へご提出ください。

◎ この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

つくば市 福祉部 障害福祉課 担当:矢島・近藤
TEL: 029-883-1111(代表) 内線 2221
FAX: 029-868-7544
メール: wef020@city.tsukuba.lg.jp

団体名												
代表者												
記入者及び記入日	■記入者:											
	■記入日:	令和	年		月		日					
連絡先	■電 話 :											
	■e-mail:											
対象 ※該当するものを全てに ○	1. 身体		2. 知的		3. 精神		4. 障害児					
	5. その他()											
活動期間 ※わかる範囲で	約 年		または 設立年度				年					
活動内容	■活動目的:											
	■主な活動・行事内容:											
	■活動の頻度(該当するものに○):											
	1. 週5～7回		2. 週2～4回		3. 月3～4回							
4. 月1～2回		5. 年6～11回		6. 年1～5回								
7. その他()												
構成員の状況 ※令和7年10月1日現在	■構成員:				人		およその平均年齢				歳	
	■5年前からの構成員の数の変化:											
	1. 増えた(約				人)		2. 減った(約				人)	
3. 変わらない												

2. 貴団体が感じている、ここ3年間の状況の変化や課題、今後の障害者施策に求めるものについて

(1)～(11)についてご意見をお聞かせください。

(1)障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて

障害や障害のある人に対する周りの理解と地域社会のあり方、障害のある人となない人との交流に関すること 等

(2)生活環境について

公共交通機関などの移動手段や施設のバリアフリー化に関すること、住まいや住宅に関すること 等

(3)安全・安心な暮らしについて

防災対策・避難所、防犯対策に関すること 等

(4)差別の解消・権利擁護について

障害を理由とする差別の解消や合理的配慮、権利擁護に関すること 等

(5)障害福祉サービスについて

在宅のサービスや通所・入所サービスについて 等

(6)相談・情報提供について

相談支援に関すること、サービスなどに関する情報提供について 等

(7)医療・保健について

疾病の予防や早期発見・対応などに関すること、医療に関すること 等

(8)教育・保育・療育について

学校教育に関すること、保育・就学前教育、療育などに関すること 等

(9)雇用・就労について

就労支援や定着支援、就労先や雇用現場に関すること 等

(10)生涯学習、文化・スポーツ活動について

生涯学習、文化活動、スポーツ活動及び余暇活動に関すること 等

(11)障害者等の地域生活において必要な支援体制等について

障害者等が重度化・高齢化していく中で、また、支援者がいなくなった後で、地域で生活していくために必要な支援体制に関すること 等

3. 今後の活動方針について

(1)今後取り組みたい、または充実したい活動について

(2)上記の活動を進めるにあたって必要な支援等

4. そのほか、ご意見等がございましたら、お聞かせください。

5. ここまでご回答いただいたことについて、ご希望に応じて、市職員によるヒアリング調査(※)を行います。ヒアリング調査を希望されますか。※11月中に実施予定、時間は1団体(事業所)につき30分です。

1. 希望する

2. 希望しない

以上で質問項目は終了です。ご協力ありがとうございました。